【下水道使用料にかかる不服申立て】

- 1 通知された下水道使用料について不服がある場合は、この通知があったことを知った 日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。 (ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をす ることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りではありません。)
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市を被告として(訴訟において西宮市を代表する者は西宮市上下水道事業管理者となります。)、提起することができます。(ただし、上記1の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りではありません。)

処分の取消しの訴えは上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1)審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。